

滋 流 政 第 6 2 号
平成30年(2018年)5月15日

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会委員 あて

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会会長
滋賀県知事 三日月 大造

水防法第十五条の十に基づく「東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」
について

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、滋賀県の河川行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会については、平成20年11月の発
足以来、水害・土砂災害に関する意見交換等を行ってまいりました。

このたび、関係市町長の皆様のご同意が得られましたので、平成30年5月15日付で当協議
会を水防法第十五条の十に基づく法定協議会といたします。

今後も水害・土砂災害に強い地域づくりを推進するため、当協議会の運営にご理解ご協力
いただきますようお願いいたします。